家庭用ガスコージェネレーションシステムあんしんプラス契約

令和5年12月1日実施 大和ガス株式会社

目 次

	目 的	
2.	この選択約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4.	適用条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5.	契約の成立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6.	使用量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7.	料 金	3
8.	単位料金の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
9.	割引制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
10.	精算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
11.	設置確認につて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
12.	付帯サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
13.	契約種別の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
14.	需給契約の解約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
15.	そ の 他	6
付	則	
1.	実施の期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2.	この選択約款の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(5	引 表)	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2.		
2.	料金表 2 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3.		
 4. 	精算手数料	
4.5.	ガス警報器の設置サービス······]	
О.	駆けつけサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・1	ſЭ

1. 目 的

この選択約款は、家庭用ガスコージェネレーションシステムの普及を通じ当社の供給施設の効率 的な使用に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用ガスコージェネレーションシステムあんしんプラス契約によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(3) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面 交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス 工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更 を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する 事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することお よび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用ガスコージェネレーションシステムあんしんプラス契約」とは、ガス小売供給約款及びこの選択約款に基づきお客さまと当社との間で締結する需給契約をいいます。
- (2)「家庭用ガスコージェネレーションシステム」とは、都市ガスを一次エネルギーとしてガスタービン、ガスエンジン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水床暖房システム」(以下「床暖房」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温

水を供給して暖房(温風暖房を除く。)を行うシステムをいいます。

- (4) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴乾」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムのことをいいます。
- (5) 「ガスコンロ」とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を 直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱 することができるものをいいます。
- (6)「家庭用高効率給湯器」(以下「高効率給湯器」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱(ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。)を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯器をいいます。
- (7)「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (8)「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3 月検針分までをいいます。
- (9)「付帯サービス」とは、「家庭用ガスコージェネレーションシステムあんしんプラス契約」に 基づき、当社が、お客さまに対して、ガス供給に合わせて提供する本約款12に定めるサービ スをいいます。
- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により 課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数 が生じる場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (11) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。
- (12) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

- (1) 家庭用ガスコージェネレーションシステムを専用住宅または1需要場所に設置するガスメーターの能力(ガス小売供給約款および小型空調契約による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さままたはガス小売供給約款22(4)ただし書きの規定により早収料金を算定しているお客様についてはそのガスメーターの能力の合計とします。)が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客様が家庭用ガスコージェネレーションシステムあんしんプラス契約を希望される場合に適用いたします。
- (2) ガスタービン、ガスエンジン、燃料電池等の定格発電出力 (機器容量) が 700 w以上 5 k w以下であること。

5. 契約の成立

- (1)お客様は、この選択約款を承諾のうえ、当社に契約を申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申込みがあった場合、当社が承諾した時点をもって契約の成立といたします。
- (3) 当社は、この選択約款にもとづく契約を解約し、解約と同時にガス小売供給約款にもとづく契約(以下、「一般契約」といいます。)または一般料金あんしんプラス契約を締結された方が、同一需要場所でこの選択約款の申込みをされた場合、その適用開始の希望日がこの選択約款を前回解約した日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款の適用開始日が属する月から1年以内の月にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申込みされた場合には、申込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他の契約(すでに消滅しているものも含みます。)の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申込みを承諾できないことがあります。
- (6) お客さまは、同一需要場所でこの選択約款と当社の他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間 の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といいます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り 捨てます。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 料金に含まれる消費税等相当額=料金×消費税率÷ (1+消費税率)

(1円未満端数切捨て)

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回

り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を 算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定 いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

(算 式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)
 - =基準単位料金+0.081円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)=基準単位料金-0.081円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
 - ① 基準平均原料価格(トン当たり)68,960円
 - ② 平均原料価格 (トン当たり)

別表 1 (2) に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG平均価格(算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入し 1 0 円単位といたします。)及びトン当たり LPG平均価格(算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入し 1 0 円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

- = トン当たりLNG平均価格×0.9783
- + トン当たり L P G 平均価格× 0. 0 2 3 2

(備 考)

- ・ トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社ホームページに掲示いたします。
- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

9. 割引制度について

(1) この選択約款を適用されているお客さまで、①床暖、②浴乾、③ガスコンロ、④定格給湯能力が 60 号以下(1号とは水温よりも 25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。)の高効率給湯器を所有し、季節に応じ日常的にご利用のお客さまに対しては、次の所有の組み合わせによって7(1)に定める早収料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを早収料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が $0\,\mathrm{m}^3$ の場合は割引の適用は行いません。

[割引額]

- イ まるごとエコ割引 (①、②、③、④のすべてを所有の場合) 割引額=7(1)に定める早収料金 $\times 10$ パーセント(円未満切り上げ)
- ロ まるごと割引 (①、②、③のみを所有の場合) 割引額=7(1)に定める早収料金×7パーセント (円未満切り上げ)
- ハ 浴乾エコ割引(①、②、④のみを所有の場合) 割引額=7(1)に定める早収料金×8パーセント(円未満切り上げ)
- ニ 浴乾割引(①、②のみを所有の場合) 割引額=7(1)に定める早収料金×5パーセント(円未満切り上げ)
- ホ エコ割引 (①、④を所有の場合) 割引額=7(1)に定める早収料金×3パーセント (円未満切り上げ)
- (2) 割引上限額は1契約1か月につき、2,200円といたします。割引額が2,200円を上回る場合は、2,200円といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申込みいただきます。

10. 精算について

- (1) 4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかの ぼって一般料金あんしんプラス契約に定める早収料金とすでに料金としてお支払いただいた金 額との差額を精算させていただきます。
- (2) 9の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、 当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって適用すべき条件にもとづいて算定した料 金総額とすでに料金としてお支払いただいた金額との差額を精算させていただきます。

11. 設置確認について

(1) 当社は、床暖房・浴乾・ガスコンロ、高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し解約日以降は、一

般料金あんしんプラス契約を適用いたします。

(2) 床暖房・浴乾・ガスコンロ、高効率給湯器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。尚、家庭用ガスコージェネレーションシステムを取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般料金あんしんプラス契約を適用いたします。

12. 付帯サービス

当社は、お客様に対して、ガス供給と合わせて、以下の付帯サービスを提供いたします。

① ガス警報器の設置サービス

お客様は、需給契約の期間中、別表3のとおり当社の指定するガス警報器をご利用いただけます。また、需給契約の期間中に、有効期限をむかえるガス警報器については、お客さま の立会のもと有効期限内のガス警報器に交換いたします。なお、ガス警報器は、需給契約に基づく需要場所に設置いたします。サービスの内容は、別表5のとおりとします。

② 駆けつけサービス

当社は、需給契約に基づく需要場所のうち住宅におけるガス機器修理の一次対応費用を無料で 行います。サービス内容等は、別表6のとおりといたします。

13. 契約種別の変更

- (1) この選択約款に基づく需給契約から、付帯サービスが付帯しない別の需給契約に契約種別を変更する場合、お客さまからの契約種別変更の申し出を当社が受領した日の翌月の定例検針日を変更日とし、変更後の契約種別の料金適用期間は、変更日の翌日といたします。ただし、お客さまから変更日の指定がある場合は、この限りではありません。
- (2) この選択約款に基づく需給契約の料金適用開始日が属する月から2年以内の月に、上記の契約種別変更をおこなった場合は、当社は、別表4に定める精算手数料を申し受けます。

14. 需給契約の解約

- (1) お客さまは、ガス小売供給約款10に基づき、あらかじめ当社に通知することにより需給契約を解約することができます。また、お客さまがガス小売供給約款10または別表5(9)にかかげる事由に該当する場合には、当社から需給契約を解約することがあります。
- (2) この選択約款に基づく需給契約の料金適用開始日が属する月から2年以内の月に、需給契約が解約となる場合、当社は、別表4に定める精算手数料を申し受けます。ただし、転宅や閉栓により需給契約を締結する場所でのガスの供給を終了する場合を除きます。

15. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施の期日

令和5年12月1日から実施いたします。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択 約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後 の家庭用ガスコージェネレーションシステムあんしんプラス契約の内容及びその効力発生時期を周 知します。

(別 表1)

早収料金の算定方法

- (1)早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ① 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表2)

料金表 1 (家庭用ガスコージェネレーションシステムあんしんプラス契約 A 契約)

(1) 適用区分

料金表 A 夏期のご使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルの場合に適用いたします。

料金表 B 夏期のご使用量が 20 立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表 C 冬期のご使用量が O 立方メートルから 20 立方メートルの場合に適用いたします。

料金表 D 冬期のご使用量が 20 立方メートルから 50 立方メートルの場合に適用いたします。

料金表 E 冬期のご使用量が50立方メートルを超える場合に適用いたします。

なお、「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

(2) 料金表

① 料金表 A

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1,100.50円 (消費税等相当額を含みます。)

口) 基準単位料金

1 = + 1	183.21円
1 立方メートルにつき	(消費税相当額を含みます。)

ハ)調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表 B

イ) 基本料金

口) 基準単位料金

	106.66円
1立方メートルにつき	(消費税等相当額を含みます。)

ハ)調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表 C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1,100.50円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	---------------------------

口) 基準単位料金

1 + + 1 1 1 1 2 0 +	183.21円
1 立方メートルにつき	(消費税等相当額を含みます。)

ハ)調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表 D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,056.40円
	(消費税等相当額を含みます。)

口) 基準単位料金

1 4 +) 1 1 1 2 0 4.	135.43円
1 立方メートルにつき	(消費税等相当額を含みます。)

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表 E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3,199.56円
170万及いカハケーケー1個につる	(消費税等相当額を含みます。)

口) 基準単位料金

1立方メートルにつき	112.57円
	(消費税等相当額を含みます。)

ハ)調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 2 (家庭用ガスコージェネレーションシステムあんしんプラス契約 B 契約)

(1) 適用区分

料金表 F 夏期のご使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルの場合に適用いたします。

料金表 G 夏期のご使用量が 20 立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表H 冬期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルの場合に適用いたします。

料金表 I 冬期のご使用量が 20 立方メートルから 50 立方メートルの場合に適用いたします。

料金表 J 冬期のご使用量が50立方メートルを超える場合に適用いたします。

なお、「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

(2) 料金表

① 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1,020.50円 (消費税等相当額を含みます。)

口) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	183.21円 (消费税和必知な会ります。)
	(消費税相当額を含みます。)

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金と いたします。

② 料金表G

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2,552.17円
	(消費税等相当額を含みます。)

口) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	106.66円
	(消費税等相当額を含みます。)

ハ)調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表H

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1,020.50円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	---------------------------

口) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	183.21円 (※弗科笠切火類な会力ます。)
	(消費税等相当額を含みます。)

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表 I

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき

1,976.40円

(消費税等相当額を含みます。)

口) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	135.43円
	(消費税等相当額を含みます。)

ハ)調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表 J

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3,119.56円
	(消費税等相当額を含みます。)

口) 基準単位料金

1 キナノ、しゅりこうさ	112.57円
1 立方メートルにつき	(消費税等相当額を含みます。)

ハ)調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表3)

当社が指定する警報器

ガス警報器の設置サービスで取り付けるガス警報器は、以下のとおりといたします。

家庭用ガスコージェネレーション システムあんしんプラス契約Aを 適用する場合 新コスモス電機株式会社製のガス警報器 型式:XW-725S、XW-715S、XW-815S、MC-325S

矢崎エナジーシステム株式会社製のガス警報器 型式: YP-774 家庭用ガスコージェネレーション システムあんしんプラス契約Bを 適用する場合 新コスモス電機株式会社製のガス警報器 型式: XW-725、XW-125G、XW-225G、MC-325

矢崎エナジーシステム株式会社製のガス警報器型式:YP-756F、YP-764F

(別表4)

精算手数料

この選択約款に基づく需給契約の変更または解約があった場合において、この選択約款13または14の定めにより当社が申し受ける精算手数料は以下のとおりといたします。

料金の適用開始月から2年以内の場合

5,500円(税込)

(別表5)

ガス警報器の設置サービス

- (1) 当社は、この選択約款に基づく需給契約の成立後、速やかにガス警報器を設置いたします。
- (2) ガス警報器の設置については需給契約に基づく需要場所につき、1 台に限り設置できるものといたします。
- (3) 需給契約の期間中、設置したガス警報器が正常に作動しない場合は、無償で修理交換いたします。ただし、メーカー保証書記載の免責事項に該当する場合は、この限りではなく、警報器の作動等に関する当社のお客様に対する責任は、メーカー保証書の範囲に限定されるものといたします。
- (4) ガス警報器の有効期限は、メーカー保証書またはガス警報器本体に記載のとおりとします。
- (5) 需給契約の期間中に有効期限をむかえるガス警報器については、お客さまの立会いのもと有効期限内のガス警報器に交換いたします。
- (6) ガス警報器の設置位置をお客さま自身で変更することは、絶対におやめください。設置位置変更をご希望されるときは、当社までご連絡ください。この場合、有料で位置を変更いたします。
- (7) 設置するガス警報器は当社に所有権があります。従って第三者への譲渡、転貸など、当社の所有権を害するおそれのある行為はお断りします。
- (8) 第三者の強制執行、仮処分等当社の所有権が害されるおそれがある場合には、直ちに当社に連絡するとともに、ガス警報器は当社の所有物であることを主張して第三者の行為を排除していただきます。
- (9) 需給契約の期間中に、お客さまに次の1つにでも該当する事由が生じたときは、当社は需給契約を解約させていただく場合があります。
 - ①ガス警報器を滅失・毀損し、もしくは紛失したとき。
 - ②上記(6)~(8)までの定めに違反したとき。
 - ③設置するガス警報器の電源方式または検知機能の変更にともないガス警報器の交換を実施したとき。
- (10) お客さまの転宅等により需給契約が解約となった場合、ガス警報器は原則として当社にて回収させていただくこととし、お客さまは回収に協力するものとします。なお、お客さまのご承諾を得

た上で、回収を行わない場合があります。

(11) 当社は、本サービスに関する業務を円滑に進めるため、業務を委託する場合があります。

(別表6)

駆けつけサービス

- (1) 本サービスのご利用開始時期は、この選択約款に基づく需給契約の締結時からとし、その日以降本サービスをご利用いただけます。
- (2) 本サービスのご利用終了時期は、需給契約が解約となった日までといたします。
- (3) 当社は、需給契約に基づく需給場所のうちお客さまの住宅における給湯器・コンロ等ガス機器 の修理にかかる一次対応費用を無料で行います。ただし、その住宅が賃貸住宅の場合は、お客さま の持ち物のみを本サービスの対象とします。
- (4) 本サービスで無料となる一次対応費用および簡易作業の範囲は次のとおりとします。

<一次対応の対象範囲について>

出張費	車両等でお客様宅に訪問する費用
故障修理診断	不具合事象を特定するための費用
修理費見積り手数料	修理実施時の費用見積り手数料
簡易手直し作業料	各種機器の簡易作業の費用 ※下表のとおり

<簡易作業の範囲について>

給湯器修理	使用説明
コンロ修理	使用説明および電池交換作業(電池代は別途有償)
	バーナートップの位置直し
その他ガス機器修理	使用説明

- (5) 本サービスにおいて故障の修理等の対応を完了した後に、当該対応を希望された原因事象の再発等の合理的な理由がないにもかかわらず、再度、同サービスの提供を依頼される場合など、当社が対応できないと判断するものについては、本サービスの提供をお断りする場合があります。
- (6) 本サービスの提供時にお客さまのご要望に応じて、当社より機器・設備の交換をご提案させていただく場合があります。
- (7) 地域、時間帯、作業内容によっては、お客さまの承諾を得た上で、メーカー修理を手配する場合があります。その際の一次対応費用は有償となります。